

平成31年3月栄町教育委員会定例会会議録

期日 平成31年3月22日（金）開会：午後2時 閉会：午後4時

会場 栄町役場2階第4会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	藤ヶ崎 功
委 員(教育長職務代理者)	中 島 宣 行
委 員	大久保 雅 從
委 員	弘 海 千 鶴
委 員	石 川 京 子

欠席委員 なし

説明のため出席した職員

教育総務課長	池 田 誠
学校教育課長	大 野 真 裕
生涯学習課長	早 野 徹
給食センター施設長	亀 田 浩

職務のため出席した職員

教育総務課長補佐（書記）	由 井 茂
--------------	-------

傍聴人：0人

- 1 教育長開会宣言
- 2 議事の進行 中島宣行委員（教育長職務代理者）
- 3 署名委員の指名 石川委員
- 4 会期 本日1日限り

5 教育委員の活動報告

藤ヶ崎教育長：

それでは、前回後からの活動について報告いたします。

まず、2月28日木曜日に、全国 I C T 教育セミナー「地域サミット」が品川プリンスホテルにて、文部科学省初等中等教育局情報・外国語教育課長高谷さん、多久市長横尾さん、加賀市長宮元さんの挨拶の後、信州大学東原教授「ソサイアティ5.0時代に向けた子どもたちの生きる力を伸ばす授業とは」の講演、そして、S E (システム・エンジニア) によるパソコン等 I C T 機器を使った新しい授業を体験してきました。

講演の中では、ソサイアティ5.0時代に向けた世界の流れに、我が国も乗らざるを得ない状況が迫っている。もう乗り遅れかもしれないということから、立ち上がったセミナーだということです。ソサイアティ1.0とは、ご案内のように「狩猟時代」、2.0は「農耕時代」、3.0は「工業時代」、4.0は「情報時代」、そして5.0とはまだ名称は決まっておらず、創り上げていくものであって、政府は「超スマート社会」という言葉を使っているとのこと。

長野県伊那市では、コンビニからドローンで家庭に品物が届けられるということです。そんな未来の変化に対応できるように、子どもたちにチャンス을あげて、多くの先端技術を見通した学校教育にという願いが込められているとのこと。

最後に、実際にパソコンを使った、家庭での学習という場面設定で、体験してきましたので、簡単に報告します。

まず、担任は、このマークは何ですか。インターネットで調べなさい。という課題のプレゼンテーションを作り、クラウド上のサーバーに設定します。子どもたちは、家で、担任からの宿題をクラウドから取り出して、課題を確認します。①マークの種類、②どこで見つけた、③マークの内容は、④マークの意味、と続いていきます。

学習したことをクラウド上のサーバーに戻して宿題は終わりです。翌日、学校での総合的な学習の時間で、学級でまとめていくといったことです。学級では、答えの分析を担任が確認でき、つまづいている子に、多くの時間をかけられる。また、おとなしい子で発表できない子の考えも学級内に反映できるともいっておりました。今の機器でも、翻訳機能はついていて、スカイプを使って外国の子どもとの交流を深めたり、また、小規模学校でも、他地域との交流で、友だちを多く保てるようになってきたといった利点がありました。また、デジタルテストでは、採点まで担任の机に置かれていては、何の利点も生まないが、デジタルテストでは、その場でつまづき

を発見して、その場で個別指導できる。といった様々な利点が伝わってきました。これらは、教え方改革であるとのことでした。新しい機器でなくても、可能でした。一台4万円台の低価格のパソコンでも実際可能でした。私が使ってきたのは、タブレットにもなるタイプでしたが、4万円台でした。

それでは、3月に入り、各小学校長の人事面接を行いました。

1日には、校長会議を開催しました。

2日土曜日には、ふれプラ文化祭に町長とともに参加し、挨拶を行いました。例年どおり、栄中吹奏楽部の演奏に始まり、各小学校の合唱、合奏、合同合唱も披露されました。開会から小中学校の合唱・合奏までホールにて鑑賞しましたが、観客はまばらでした。毎年のことなので、慣れてしまったようにも感じました。また、安食、布鎌、竜角寺台小学校の子どもたちのバス輸送で引率がかざるを得ないことも、ふれプラ職員にとっては、大変であったことと思います。竜角寺台小の太鼓も素晴らしい演奏でしたが、教員7名が善意で手伝ってくれたと校長から聞き出しました。小学校では、教員業務連絡指導手当が県教委で予算化されていないため、中学校の部活動指導手当がありませんので、全てボランティアというわけです。安食小、布鎌小では登校日として、引率教員の勤務を配慮していますが、他の2小学校では、ボランティアに頼っている現状です。教育委員会から登校日にせよという指導は、校長の権限に属する越権行為であります。

いずれにせよ、国から求められている『教員の働き方改革』では、国は「民間団体からの出展依頼や家庭向け配布物について、学校の負担軽減に向けた協力の呼びかけ」をすること、一方、教育委員会では「学校の業務改善の取組に対する支援」をしなければならないと謳われている立場です。新学習指導要領の完全実施を踏まえ、学校教育と社会教育双方を見据えて、見守って参りたいと考えています。

新学習指導要領の実施に伴い、小学校では週あたり1コマ時間が増え、文部科学省では、増えた分を夏休みなどでとってよいといっていますが、本町、並びに印旛地区では、夏休みを短くするのは時期尚早であるととらえています。

4日には、栄中男子卓球部の関東大会壮行会を町長、議長とともに役場で行いました。

5日から、平成31年第一回栄町議会定例会が始まり参加しました。午後には、町学校事務共同実施会議に参加しました。

6日には、教頭会議を開催しました。次年度から牛乳パックを回収してくれないということですなので、富里市や八街市と同じように安食台小学校で1週間試してくれたことをもとに、給食センター職員が、方法等を説明しました。

8日には町議会予算審査特別委員会全体質疑に参加しました。

その後、町長、副町長とともに、町議会にかかる答弁書について検討しました。

12日には、給食センター運営協議会を開催しました。新任の福島学校歯科医さんから5名の委員さんにより、学校給食の運営について審議を深めてもらいました。

13日には、町議会定例会に参加し、岡本議員からの質問（教育方針について）に答弁しました。具体的には、6月の質問に対して回答した「教育委員会議の活性化と透明化は、1年かけて、どうだったかというもので、それに対して、「活性化については半ば」とし、例年どおり視察研修を取り入れ、透明化については、4月の会議から「議事録をホームページで公開」を始めたことを答弁しました。そして、「教育委員会をどのようにリードしているか」についてですが、11月15日の県教委の研修会での「教育委員は単にレイマン的な発言をして終わりというわけではなく、様々な施策の企画の当初の段階から関わる、一緒になってやっていく存在でなければならない。そこに教育委員というものの価値がある」という講話を議会でも引用するとともに、委員会内課長会議で「企画の段階から委員に意見を求めることを」、重要案件や教育委員を招くイベント等においては、前段階で委員の意見を求めることのできるような「勉強会」を後半より導入したこと、臨時代理を少なくするために、2月15日に臨時会を開催したことを答弁しました。

15日午前、千葉県立栄特別支援学校の卒業式に招かれ、今年度は栄町教育委員会が代表して、来賓祝辞を行いました。

19日、ながと幼稚園・こども園の卒園式に町長とともに招かれ、40名の卒園児をお祝いしてきました。印西市から通園している子が多く、町内の小学校に入学予定の園児は19名でした。

そして、昨日は、ふれプラにて23日、24日と開催される「書道・千曲展」の教育長賞の審査依頼を受けておりましたので、一般作品、児童生徒作品を堪能してきました。

最後になりますが、岡本議員の議会質問により、今回から、会議の活性化をより高めるために、池田参事が円卓を準備してくれました。

栄町教育行政の最も重要な合議体であります本「定例会」を円卓を通して、児童生徒への学校教育、町民一般への社会教育へとより一層、反映できますよう、委員の皆様様の慎重なる審議をお願いして、私からの報告といたします。

なお、この後、日程第6「各課等の報告」で、学校教育課長から報告いたしますが、19日、町内小学校で臨時保護者会を開催しました。委員の皆さんにも知っておいていただきたいことをごぞいますことを申し添えます。以上です。

大久保委員：

14日の木曜日、栄中学校の卒業式に参加して参りました。卒業式では、子ども達が合唱などを披露してくれてとても良い式典でした。午後は、布鎌小学校の放課後子ども教室に参加してきました。通常の日とは違い、最終日でしたので、子ども達がホットケーキを作っていました。準備から後片付けまで全部子ども達が行い、とても良い事業でした。

15日は、布鎌小学校の卒業式に参加してきました。卒業生は10人位で人数は少なかったですが、式では、将来の夢を語るということで、子どもらしく、将来はプロ野球選手になりたいなどそれぞれ元気よく発表してくれて、とても良い卒業式でした。

弘海委員：

私も、14日の栄中学校の卒業式に参加して参りました。今年は涙を流す男子中学生が多かったので、かなり充実した中学校生活を送って来たのだらうと思いました。

15日は、安食台小学校の卒業式に参加して参りました。布鎌小学校と同じように子ども達が将来の夢や中学校に入学してからの目標などを、にこにこしながら発表しているのがとても印象的でした。

3月7日安食小学校の放課後子ども教室が最終日でしたので参加してまいりました。安食小は、お別れ会ということで、お別れをする子と1年生、2年生と一緒にゲームをしたり、1年生、2年生に、読み聞かせとして本を読んであげたり、スライドショーを見たりしていました。最後の日だということで涙を流している子どももいました。

子ども達に感想を聞いたら、楽しい1年だったといていたので今後も続けていけたらと思いました。

石川委員：

3月2日土曜日に開催されたふれプラの文化祭を拝見して参りました。どの学校も1年をかけて作ってきたような感じでまとまっていて良くできていました。その中でも、栄中学校の吹奏楽は一番のできでとても良い演奏でした。教職員が子ども達と一緒に休日に参加されていきましたので、先生に尋ねたところ、安食小学校と布鎌小学校は登校日として参加し、後日振替休日にするということでしたので、このように工夫をして、町のイベント等に参加するようになれば教職員の労働時間の軽減も図れるように思いました。

3月15日に竜角寺台小学校の卒業式に参加してまいりました。今年は華やかな服装

の卒業生もなく、場をわきまえたきちんとした服装で参加していましたので、式典らしいものとなっていましたので、すがすがしい気持ちになりました。

中島委員：

3月15日の安食小学校の卒業式に参加してまいりました。今年の卒業式は、華美な服装の卒業生もなく、簡素な服装で参加していました。卒業生の全員が栄中学校に進学するということがあって、子ども達がまとまっているような感じがしました。担任をされていた先生が号泣をしていましたので印象に残りました。日頃の思いがあふれ出て来たのだらうと思いました。

6 案 件

報 告

報告第1号 さかえ市民ミュージカル第8回公演～さかえまち昔話第4話～「白馬に乗った女神様」の後援承認について

池田教育総務課長：

それでは、報告第1号についてご説明いたします。

この行事につきましては、さかえ市民ミュージカル第8回公演～さかえまち昔話第4話～「白馬に乗った女神様」の後援承認について、平成31年2月25日付けで、さかえ市民みゅーじかるの会、代表 宇多小夜子氏から、さかえ市民ミュージカル第8回公演～さかえまち昔話第4話～「白馬に乗った女神様」の後援承認申請がありました。

行事の趣旨・目的は、ミュージカルを通して町おこしを、と願ひ会が設立し10年目となります。今回は布鎌地区に伝わる水神様伝説の「白馬に乗った女神様」と題したミュージカルを上演するものです。

このミュージカルは、人と人とのつながり、地域とのつながり等を表現し、栄町の魅力を町内外に発信することにより、次世代を担う者に歴史ある栄町の誇りと郷土愛を育成することを目的とするものです。

会場及び日程は、ふれあいプラザさかえ 文化ホールにて、平成31年8月4日、日曜日、午後に2回公演を行うものです。

参加予定者数及び参加の方式は、町内及び近隣市町村から、キャスト36名、スタッフ約74名、講演の来場者数は、約1,500名を予定しています。

共催として、栄町、栄町教育委員会を予定しています。

後援として、NPO 法人栄町観光協会、栄町商工会、社会福祉法人栄町社会福祉協議会を予定しています。

この事業につきましては、共催及び後援規程の趣旨に沿ったものでありますことから、教育長が専決処分したものでございます。以上よろしくお願いいたします。

7 議 事

(1) 議 案

議案第1号 栄町教育振興基本計画（案）について

池田教育総務課長：

提案理由です。教育基本法第17条第2項の規定により栄町教育基本振興計画を策定することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第1号の規定により栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により、内容説明)

栄町教育委員会では、平成31年度からスタートする「栄町第5次総合計画（前期基本計画）」にあわせて、「栄町教育振興基本計画」を策定することにしました。

本計画は、平成31年度から平成34年度までの4カ年計画としています。

栄町の教育理念といたしまして、「歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいがある元気なまち」をつくり夢に向かって挑戦する栄っこを育成することとします。

この基本理念をふまえて、栄町の教育が目指す姿を実現するため、4つの基本方針を掲げ、各種施策を推進します。

方針は、1つ目として、みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します。2つ目として、子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します。3つ目として、生きがいがある学習やスポーツ環境づくりを推進します。4つ目として、地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ることとします。この、4つの方針に基づきまして、各種の施策を行っていくことといたします。その中で主なものとしましては、教員の働き方改革の実現を図るため、校務支援ICT活用事業を行うものです。事業概要としては、教職員の校務作業の負担を減らし、子どもと向き合う時間を確保するため、コンピュータを使った校務支援処理を行うものです。校務支援のシステムにつきましては、印旛郡の中でもまだ導入していない自治体がありま

す。当町につきましては、平成32年度から完全実施できるように進めていきたいと考えております。続きまして、第3子以降の給食費の無償化事業を行うものです。事業概要としましては、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援のため、第3子以降の給食費の無償化を行うものです。3つ目としまして、老朽化による学校施設の大規模改修事業になります。改修は、布鎌小、竜角寺台小の施設の改修を考えております。4つ目としまして、老朽化による学校給食センターの立て替え事業になります。計画としましては、来年度に建て替え場所の選定を行うための検討委員会を立ち上げまして、計画期間内の完成を目指すものとなっております。5つ目としまして、平成32年度から実施となります新学習指導要領にあわせた整備といたしまして、情報教育の時代にあったICT化に向け、タブレットの導入等によりICT教育環境の整備を行うものです。6つ目としまして、老朽化に伴いましてふれプラの改修工事を行うものです。また、房総のむらテニスコートにつきましても、老朽化が激しいために再整備を行う計画となっております。

他の事業につきましては資料をご覧くださいませようお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

大久保委員：

わくわくドラム推進事業の事業概要ですが、児童生徒の漢字・計算などの基礎基本の学力の向上のため、小学3年生から6年生、中学1年生から3年生が対象となっておりますが、実態としては、小学1年生、2年生も参加していますので、小・中学生を対象とするものとして変更した方が良いのではないのでしょうか。

大野学校教育課長：

委員のご指摘のとおりでございますので、そのように変更いたします。

石川委員：

校務支援ICT活用事業についてですが、平成31年度は準備期間で平成32年度から開始と思われませんが、学校によってずらして行っていくということですか。

池田教育総務課長：

一斉に行っていく予定です。まだ、クラウドにするのか、サーバーを置くのか、詳細については決めかねている部分もございいますが現在のところは、一斉に行っていく予定で進めております。

石川委員：

給食センターの建て替えですが、平成34年に建て替えができるように進めていくとのことですが、予定地も現段階では考えていないということですか。

池田教育総務課長：

候補地はいくつかありますが、給食センターは都市計画法等によって普通の市街地には建てられないので、法律や規程などをクリアすることができるかなど、いろいろな角度から見て検討しなければならないと考えています。進めていく中で具体的な形になった場合には、事前に報告させていただきたいと思います。

石川委員：

他市町村の給食センターを見学させていただいたことがありますが、1階に設備が集約され全ての作業ができる使いやすそうな施設でした。とても大きな敷地だったので、同様に当町も大きな敷地が必要になると思われますし、建て替える際には、そのような所も見学して、職員が働きやすい施設にさせていただきたいと思います。

池田教育総務課長：

食数をどのくらいにするのか、現在の衛生基準に適合させるにはどのような設備が必要でどのくらいの面積が必要になってくるのかなどいろいろなことを検討し必要な敷地面積を決めていかなければなりません。また、建物についてもいろいろな所を見学してご意見をいただきながら積み上げていくようにしたいと考えています。

弘海委員：

校務支援ICT活用事業についてですが、導入するにあたって、働き方改革で時間を制限されるなか、それを使う職員の研修時間の確保は大丈夫でしょうか。

池田教育総務課長：

導入については、来年の1月ごろから外部の者に来ていただいて、3ヶ月間かけて使い方などを勉強していただこうと考えております。また、教員の中には、他市町の学校に勤務していた時に校務支援のシステムが導入されていて、すでに経験されている方がいるということですので、初めての方は、その方からも指導を受けられるかと思われまますので、そのような点で使用できるようになると考えております。

中島委員：

3ヶ月は短いような気がします。もう少し早い時期に導入はできませんか。

教育総務課長：

出来るだけ早い時期に導入するように進めていきたいと思ひます。

中島委員：

施策として、地域に根ざした芸術・文化の育成を行うとしていますが、特に子ども達に対して町の文化財や歴史などを勉強する機会はあるのでしょうか。

大野学校教育課長：

各学校では、栄学ということで地域に根ざした文化や特性を知るということで、教育課程の中で体験などを行っています。北辺田地区や布鎌地区では太鼓の体験、また、田植えなどの農作業の体験等もを行っています。

石川委員：

栄っこ宣言ですが、昔は一.おはよう ありがとう ごめんなさい を言ひます
一.いじめはしません というように一.一.となっていたと思ひますが、今は1.2.
とナンバリングとなっていますが問題はありませんか。

藤ヶ崎教育長：

本来は、一.一.とした方が良くと思ひますが、平成26年11月27日の教育委員会
会議で制定されて、学校に示された時には、漢字で一、二、三、四、五となつていま

した。

大野学校教育課長：

作成した資料は今ナンバリングになっていると思います。わくわくドラムや学校でもナンバリングになっています。

《審査結果》

承認

ただし、わくわくドラム推進事業の事業概要内の「小学3年生から6年生、中学1年生から3年生」を「小・中学生」に変更すること。

議案第2号 栄町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
について

大野学校教育課長：

提案理由です。

栄町学校給食センターの管理運営に関する条例第12条にもとづく給食費負担金の減免に係る運用について、栄町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正することから、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

過日、条例の改正について、減免の条項について議会で承認をいただきましたので、給食費の減免ができるようになりました。これは、第3子の給食費の無償化を規則で運用するというので説明させていただきましたが、議会で減免措置としては、他にもあるのではないかと指摘をいただきました。それは、牛乳が飲めないアレルギーのある子ども達の給食費の一部の減免や過去から減免に位置付けているものについても規則に規定するものです。詳しい内容につきましては、施設長より説明いたします。

亀田給食センター施設長：

(資料により、内容説明)

規則につきましては、今ある栄町学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正し、減免に関するものを定めるものです。

定める内容につきましては、第8条におきまして、8月は給食を提供していません

ので8月分の給食費を徴収しないものとして規定とします。同条第3号を「前各号に掲げるもののほか教育委員会が特別の事情があると認めた月分の学校給食費 教育委員会が指定する日」と加えます。これは、新入生の場合、4月分、5月分の給食費は、6月に口座より引き落としを行っていることから加えるものです。

第9条から第13条は、減免について新たに設けるもので、次のようにします。

第9条 条例第12条に規定する特別の理由があると認める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 第3子以降の児童又は生徒に給食を実施する場合
- (2) 地震、水害、火災その他の災害により保護者が著しい損害を受けた場合
- (3) 転入学、転学その他の事由により、児童又は生徒が年度の途中から給食の提供を受け、又は受けることができない場合
- (4) 食物アレルギー等のやむを得ない理由により、児童又は生徒が飲用の牛乳、飲用の牛乳以外の給食の全部又は一部の提供を受けることができない場合
- (5) 傷病等の理由により、児童又は生徒が連続して5日以上（当該期間の算定については、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）給食を受けることができない場合

第2項は、第3子以降の対象児童とは次の児童として規定するものです。

- 2 前項において、第3子以降の児童とは、保護者が扶養し生計を一にする学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他教育委員会が認めた教育施設に在学している児童又は生徒であって、その出生の最も早いものから3番目以降である児童又は生徒をいう。

第3項は、減免又は免除の不可について規定したものです。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる理由に該当する場合において、保護者又は児童が次の各号のいずれかに該当するときは、給食費負担金の減額又は免除を受けることができない。

- (1) 生活保護による教育扶助及び教育委員会の認定による就学援助を受けている場合
- (2) 自己及びその属する世帯の世帯員のいずれかに町税又は給食費負担金の滞納がある場合
- (3) 栄町の区域内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録される住所をいう。）を有していない場合

第4項及び第5項については、申請書及び添付資料等についての規定となっていま

す。

4 保護者は、条例第12条の規定により給食費負担金の減免を受けようとするときは、栄町給食費負担金減免申請書（別記第4号様式）に第1項各号（第1号を除く。）に該当することを証する書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる事由により減免の申請をする場合は、栄町給食費負担金減免申請書に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、栄町教育委員会及び栄町が保有する公簿等により第1号及び第2号に掲げる書類の内容を確認することについて、当該保護者及び当該保護者以外の者で当該保護者と同一の世帯に属するものが同意をしたときは、当該同意に係る同号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 確定申告書の写しその他保護者が扶養している者が分かる書類

(2) 保護者が扶養している児童又は生徒の在学を証明する書類

(3) その他、教育委員会が特に必要と認める書類

第6項は、減免の決定又は却下の規定となっています。

6 教育委員会は、前2項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、栄町給食費負担金減免決定（却下）通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

第10条から第13条については、減免期間、申請後変更が生じた場合の届出、決定の取り消し、決定を取り消した場合の請求について規定したものです。

（給食費負担金の減免期間）

第10条 給食費負担金を減免する期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、当該期間の中途から減免を開始する場合にあっては、その減免を開始する日から当該日以後の最初の3月31日までとする。

（届出の義務）

第11条 保護者は、第9条第4項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに、栄町給食費負担金減免状況変更届（別記第6号様式）に当該変更の事実を証する書類を添付して、教育委員会に届け出なければならない。

（減免決定の取り消し）

第12条 教育委員会は、保護者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該保護者に係る給食費負担金の減免の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により減免の決定を受けたとき。

(2) 第9条第1項各号の規定に該当しなくなったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、この規則の規定に違反したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により給食費負担金の減免決定を取り消したときは、栄町給食費負担金減免決定取消通知書（別記第7号様式）により、当該減免決定に係る保護者に通知するものとする。

（給食費負担金の請求）

第13条 教育委員会は、前条第1項の規定により減免の決定を取り消した場合において、その取消に係る部分に関し既に給食費負担金が免除又は減額されているときは、期限を定めて、当該部分の給食費負担金を請求することができる。

変更に伴い様式を次のように改めるものです。

別記第4号様式中「第4号様式（第9条）」を「第8号様式（第14条）」に改め、同様式を別記第8号様式とし、別記第3号様式の次に次の4様式を加える。

改正前の9条から11条は14条から16条に変更するものです。

このように規則を改正いたしまして、4月より運用を開始するものです。また、第3子以降の給食費の無償化につきましては、4月1日号の広報に掲載しまして周知を図ります。4月の始業式の際には在校生全員に無償化制度の周知文と申請書を渡す予定です。入学式の際には、新入生の保護者に在校生と同様に行う予定です。

《審査結果》

承認

議案第 3号 平成31年度栄町学校教育プラン（案）について

大野学校教育課長：

提案理由です。栄町教育委員会行政組織規則第7条第1号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

（資料により、内容説明）

大きく変更した点などを中心に述べさせていただきます。栄町のキャリア教育のグランドデザインですが、子ども達が企業に行って学んでいる様子などを掲載しました。地域の企業と連携をして社会とつながって未来をみとおす力を養う内容となっております。

学校教育グランドデザインについてですが、夢に向かって挑戦する栄っこを育てるということで、キーワードとしては、地域と共に子どもを育む「共育」を推進し、本町のめざす子ども像の実現に向けた教育計画の推進となっております。平成31年度重点施策は、小・中連携を柱に9年間で子ども達を育てていくということが栄町の教

育の柱になります。そのための取組みとして様々なことが行われている内容を標記しております。

次に、平成31年度栄町学力向上プランについてですが、学習意欲の向上として、学習道場わくわくドラムと未来塾の2つ、小学生と中学生バージョンが新たに位置付けられましたので新たな名称として栄フューチャースクールとなっております。校内研修・研究についてですが、全国学力学習状況調査の校内採点と分析を一番上位にし、その分析を基に学習活動を改善していくこととして変更しております。

重点施策の(1)特色ある学校づくりの支援の施策名、通学安全対策事業として、スクールバスの安全な運行として位置付けられております。それから、震災によるブロック塀の倒壊によって、交通安全の推進により、栄町通学路交通安全プログラムの策定というところで、今までの交通安全の他に新たに塀のようなどころについても各関係機関と連携して点検するようになっております。

栄町の特色を活かした学校教育の推進についてですが、四小学校・一中学校の小中連携教育を推進します。また、栄町が持つ自然や歴史、文化的・社会的資源を最大限に活用し、キャリア教育を推進し、学校教育の内容と方法の工夫、改善を行うといった内容になっております。

地元企業と連携したキャリア教育の推進についてですが、小学校6年生のゆめ・仕事ぴったり体験、中学2年生の職場体験学習と位置付けまして、地元企業と連携したキャリア教育が推進されているところです。

特色ある教育の推進についてですが、栄学の展開ということで、各学校で行う地域密着型の学習内容となっております。

続いて栄っこ宣言ですが、主に栄っこ宣言の実践に向けては7項目を設けておりまして、栄っこ宣言を根付かせていくための内容となっております。

栄っこ夢・元気プロジェクトについてですが、これは地域の住民の皆様の協力を得ながら教育活動を推進していきましようといった内容となっております。

きめ細かな学校教育の推進についてですが、学力向上プランとしてわくわくドラムを中心に教育委員会が主導で学力の向上を推進していくものとなっております。その他に学力スタンダード等を使って、基礎学力を身に付けていく内容となっております。

例年行っているところですが、基礎学力定着度テスト(2020年1月実施)ということで、学力スタンダードを活用して基礎・基本の定着度を調査するとなっております。この他に3月に千葉県標準学力テストというものがございますので、課題解決のために冬休みに宿題を課すなどをして、1月に実施するこのテストで自分の弱点を見つけて、3月にテストのぞむという内容となっております。

ノート指導の充実についてですが、例年11月から12月初旬にノート展を実施する予定となっております。

研究指定校の研究推進についてですが、今年度主なところでは、布鎌小学校が防災教育の研究を実施する予定となっております。それから、竜角寺台小学校は、「ちばっ子の学び変革」推進事業研究指定校として今年度も引き続き行っていきます。今年が最終年となっております。安食小学校には、関プロ校長会指定校として、国際理解教育の研究推進となっております。安食台小学校は、体育科の研究、表現分野ですが平成31年度も行っていきます。

英語検定助成事業についてですが、今年度と同様に平成31年度も行います。

国際化に対応した人間教育事業ですが、小学校に2名、中学校に1名ALTを派遣して、子ども達に実際の英語圏の英語を聞かせて、国際化に対応した人間教育を推進していくものです。オーストラリアの海外派遣ですが行先については、平成31年度もオーストラリアのグラマースクールに行く予定ですが、昨年度は12名で、自己負担は10万円でしたが、来年度は人数を増やして14名で、自己負担を3万円ほど増やし13万円になりました。日程については、8月15日から23日を予定しております。これについて、議会でグアム、マレーシア、シンガポールなどに行先を変更することは考えていないかとの質問を受けております。その際に回答させていただいたのは、

グアムは日本語が通じてしまうので研修場所としてはふさわしくないのではないのか。マレーシア、シンガポールは、実績として印旛郡内ではない状況です。今年度は39名が希望して12名しかいけなかったのも、グアムに変更すれば極端な話3万円でいけるので30人参加できるだろうといった話でした。この事業は、国際化に対応した人間教育を推進していくものとして行っておりますので、事業の趣旨からみて、たくさんの子どもを派遣すればいいというものではなく、研修内容や行先などから見て現在行っているオーストラリアが最も適しているとして行っておりますが、選考人数、研修先などについて良い意見があればお伺いできればありがたいと思います。

外国語科の充実についてですが、外国語科が教科として位置付けられましたので、平成30年度より前倒しで実施しているところです。

個に応じた授業改善推進事業についてですが、特別支援教育の推進、校内支援体制の充実等を行うために町では全校に介助員を配置しております。個に応じた教育支援計画の作成、幼少のころからの成育歴も含めて指導歴を記録しておりますので個に応じた具体的な教育活動を展開するものでございます。交流学习、共同学習の推進については、障害のある子と障害のない子の交流をさせて、障害に対する理解を深める内

容で学習をしております。また、居住地交流も推進します。これは、栄町在住で、桜ヶ丘特別支援学校に通っている子がいますが、その子は栄町に住んでいながら、栄町の小学生と交流する機会がありませんので、それを解消する一助として行うものです。今年度は、安食小学校で桜ヶ丘特別支援学校に通っている子を受け入れて一緒に活動するような場面を設けております。

個に応じた学習支援についてですが、学校支援教員、学習サポーター、介助員の配置以外に、平成30年度より町単独費より、教員アシスタント活用職員を派遣し、働き方改革の支援に努めています。

新しい教科道徳の時間の充実についてですが、今年度小学校で道徳が教科となって展開されていますが、平成31年度からは、中学校で道徳が教科になります。

いじめについてですが、いじめゼロをめざしまして、栄町いじめ防止基本方針に基づきまして、各学校で、いじめ防止基本方針を策定し、学校のホームページに掲載しております。いじめについて学校としてはどのように取り組むのか毎年内容を検討して現状にあったものに更新しております。

部活動ガイドラインの徹底についてですが、これにつきましては、過日委員の皆様を確認をいただいたところです。また、内容につきましては、文化部も同様とするものとなっております。

校内学力向上推進委員会の充実についてですが、校内で教員が、校内学力向上推進委員会というものを設けておまして、そこで、全国学力学習状況調査や千葉県標準学力検査の分析を行って授業の改善に活用しております。平成31年度は、それに加えて、教員アシスタント職員による全国学力調査の自校採点を経た分析を速やかに行うものとしております。

学習環境の充実についてですが、事務分掌として子ども達への補助金を活用した支援に関する事業となっております。私立幼稚園就園支援として保育料の一部補助などでございます。多種ある事業の内、就学支援事業につきましては、平成30年度の入学生から入学準備金を入学後に支給しては時期的に遅いのではないかということで、3月支給に変更しております。就学事務の適正化推進事業につきましては、平成31年度は、外国籍児童生徒に対する就学事務を強化することを追加しております。

家庭教育充実事業の、家庭教育学級の充実についてですが、子どもに対する虐待事案が大きく報道され、子ども達の命が危険にさらされていることから、新入生の保護者に虐待防止の講話を行う予定になっております。

学校給食の充実の給食費徴収事務事業についてですが、給食食材費の財源となる保護者負担金の徴収を行うとともに、未納者に対しては臨戸徴収を行うなど適切な対応

を行ってまいります。第3子以降給食費の無償化事業については、先程施設長から話があったとおり平成31年度より行っていく予定となっております。

保護者、地域から信頼される安全で安心な学校づくりの推進の開かれた学校づくりの一層の推進についてですが、特に、「いじめ防止基本方針」をトップページにして、毎年度見直すこととして平成31年度は追加しております。

体罰根絶をめざしてについてですが、体罰根絶宣言は、①私たちは、体罰をしません。②私たちは、体罰をさせません。③私たちは、体罰を見過ごしません。に変更しております。

家庭教育支援の家庭教育学級の充実に小学校入学時に、保護者に対する虐待防止の講話を行うとして追加しております。

長くなりましたが以上でございます。

石川委員：

小中連携プロジェクトチームを中心とした連携教育の推進について、その会議のメンバーはある程度決定していますか。

大野学校教育課長：

各学校から1人ずつ、管理職、教務主任、研究主任などのリーダー層の先生方に委員を引き受けていただいて、プロジェクトチームを立ち上げて会議を開催しているところでございます。それから、教育振興会と連携してまして4月の総会への出席、研修等に参加していただいたりして、メンバーから教員全体に研修内容等の説明をして連携教育を考えていただく機会にするように考えております。

石川委員：

教科によって、例えば、ある生徒が小学生の時に算数の分数の計算が苦手で、中学生になってとても苦労しているようなことがあれば、小学校ではここまではできるようにしてほしいとか、もしそのような細かな連携が図れるようになればよいものになると思いました。

大久保委員：

中学生の海外派遣についてですが、私も子ども達をつれてオーストラリアにいったことがあります。治安が良く、母国語は英語で、気候も穏やかで、学ぶ環境も整っていますので海外派遣はオーストラリアが適正だと思います。

石川委員：

アジアの癖のある英語よりクリアな英語を子ども達には聞かせてあげたいですし、そのほうが目的としたら達成できると思います。

弘海委員：

海外派遣をする人数が多いと、子ども同士で日本語を話す機会が増えてしまうことも考えられ海外にいった意味が薄れてしまいます。行きたい子はそれなりに目標を考えていますので、30人の子どもを12人に絞るにしても、行って勉強したい、何かを学びたいと強く思っている子どもの方が得るものも多いでしょうし保護者も学ぶものは学んで欲しいと願っていると思いますので、強く勉強したいと希望している子をいかせるようにした方がよいと思います。

《審査結果》

承認

議案第4号 栄町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

大野学校教育課長：

提案理由です。栄町立小学校及び中学校管理規則第5条の規定により、別紙の者を学校医、学校歯科医及び学校薬剤師として委嘱することについて、栄町教育員会行政組織規則第7条第12号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により、内容説明)

別紙にお示ししました栄町学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の方々は、この4月から2年間の任期で、子ども達の健康面等についてお世話をいただきたいと考えている方々でございます。今までお世話になっていただきました桑原先生と齊藤先生はご高齢により退かれるという事情がございましたので新たに2人の先生方に入らせていただいております。子ども達の健康面の他に薬剤師の先生方に学習環境の照度など、そのようなものも測っていただくものがございますので、地元の先生方だけでは全てを網羅できないので他市の先生方もお委嘱させていただきたいという内容でございます。

《審査結果》

承 認

議案第 5 号 栄町龍角寺古墳群調査整備委員の委嘱について

早野生涯学習課長：

提案理由です。栄町龍角寺古墳群調査整備委員会設置に関する条例第 4 条第 1 項の規定により栄町龍角寺古墳群調査整備委員に別紙の者を委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第 7 条第 1 2 号の規定により栄町教育委員会の議決を求めます。

(資料により、内容説明)

設置条例によりまして、設置目的、所掌事務の内容が示されております。委員は 7 名以内ということになっておりまして、今回は、委員の任期切れということによって再委嘱でございます。初めに大塚氏につきましては、明治大学名誉教授ということで弥生時代と古墳時代を研究領域として日本考古学協会の会長、また、千葉県文化財保護審議会委員などを歴任されております。平成 20 年 2 月 27 日から委員になられ当委員会の委員長を務めていただいております。広瀬和雄氏につきましては、国立歴史民族博物館名誉教授、総合研究大学院大学名誉教授ということで、弥生時代と古墳時代の政治構造を研究領域として国の文化審議会文化財文化会の委員などについているところでございます。広瀬氏も平成 20 年 2 月 27 日から委員になられ現在までに至っております。赤坂氏につきましては、千葉大学名誉教授ということで、造園学言論、造園師、歴史景観保存論などの著書等を手掛けておりまして、千葉県文化財審議会委員などを歴任してございまして当委員についておられる方でございます。谷口氏につきましては、筑波大学大学院人文社会科学科助教授で、平成 25 年 2 月 13 日から当委員についていただいております。谷口氏は、バーミヤン遺跡に詳しくまた、水戸市の史跡整備検討専門委員として活躍されている方でございます。山田氏につきましては、町の文化財審議会の会長を務めていただいております。この方は、もと町の職員で岩屋古墳等にも精通しているところでございます。山田氏も平成 20 年 2 月 27 日から委員になられております。関川教育長と藤ヶ崎教育長は、成田市と栄町の教育長で充て職となっております。

設置条例第 4 条に委員は、教育委員会の教育長と史跡に関し優れた識見を有する者の内から、教育委員会が委嘱するものとなっておりますので、こちらの 7 名を委嘱したいと考えております。以上でございます。

《審査結果》

承認

議案第 6号 栄町史編さん委員会委員の委嘱について

早野生涯学習課長：

提案理由です。栄町史編さん委員会設置に関する条例第3条第2項の規定により栄町史編さん委員会委員に別紙の者を委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により、内容説明)

栄町史編さん委員会設置に関する条例第3条に、委員会は、10人以内の委員をもって組織するとの規定から現委員は7名の方を委嘱していましたが任期に伴い7名の方の委嘱とするものです。委嘱は、6名が再任で、1名新規となっております。なお、1名の方は、自己都合により再任を辞退しております。町史編さん委員の任期は2年で所掌事務につきましては、教育委員会の諮問に応じ調査及び審議することとなっております。新規の塩田氏につきましては、町の布鎌地区に在住し、土地改良の役員や和田地区の区長をしており、また、古くからあるお宅で古文書を所有しているなどのことから今回委員をお願いするということでございます。委員の内、日暮委員、加藤委員、中澤委員は家が古くからあり現在も在住しており、また、古文書も所有している方々でございます。柳澤氏につきましては、栄町に在住しており文化財についての活用を今後考えていかなければならないので新しい目線でこの分野の開拓が期待できる方でございます。大友氏と鏑木氏につきましては、別紙のとおりこの分野が専門で識見がある方々でございます。以上でございます。

《審査結果》

承認

議案第 7号 栄町史編さん委員会専門委員の委嘱について

早野生涯学習課長：

提案理由です。栄町史編さん委員会設置に関する条例規則第3条第1項の規定により栄町史編さん委員会専門委員に別紙の者を委嘱することについて、栄町教育委員会

行政組織規則第7条第12号の規定により栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により、内容説明)

現在の委員は、編集委員が8名、調査研究員が11名で全体で19名となっておりますが、編集委員8名の内2名が、調査研究員11名の内4名が任期切れとなとまりますので再委嘱をするものです。

編集委員の小倉氏につきましては、元成田山霊光館勤務をされていまして地域の民俗学の著作を多数手がけられており、平成5年4月1日より当委員会の委員についていただいております。木村氏につきましては、開智国際大学の職員で中世の文化財の社寺が専門でございまして平成25年4月1日より委員についていただいております。小池氏につきましては、元成田山霊光館に勤務されていまして近世古文書に詳しく平成5年4月1日より当委員会の委員についていただいております。木原氏につきましては、自治体史に精通しており平成5年4月1日より当委員会の委員についていただいております。能勢氏につきましては、元印旛村歴史民俗資料館に勤務されており、考古学から民族学に精通されており平成5年4月1日より当委員会の委員についていただいております。金子氏につきましては、早稲田大学人間総合研究センター招聘研究員で、布鎌水神社や布鎌の水利観光等を研究されており民俗学に精通されている方で平成27年4月1日より当委員会の委員についていただいております。いずれにしましても、その分野に精通されている方々の再委嘱ということでございます。以上でございます。

《審査結果》

承認

議案第 8号 栄町青少年相談員の推薦について

早野生涯学習課長：

提案理由です。千葉県青少年相談員設置要綱第7条第1項の規定により、市町村長が推薦することとなっていることから、栄町青少年相談員に別紙の者を推薦することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により、内容説明)

栄町青少年相談員設置要綱4(1)ア自治組織の代表者からの推薦、イ栄町教育委員会からの推薦により県知事が委嘱することになっております。推薦する人数は30

名となっておりますが、地区によっては推薦できないところがございますので、その穴を埋めるために教育委員会枠を作ったというところがございます。別紙の名簿中推薦地区が栄町教育委員会と記載されているところの方を教育委員会が推薦する者でございます。この方は、青年団、消防団の活動や地域の祭りなどで活躍され地域に精通されている方ということで選定させていただきました。その他29名の方は自治組織の代表者からの推薦者です。全体で30名の方を町長に推薦したいところがございます。以上でございます。

弘海委員：

布鎌地区は、1名を除き他は新規の方々となっておりますがこれでよろしいですか。

早野生涯学習課長：

1名を除き他は新規の方々でございます。

石川委員：

安食台は、4地区に分かれてそれぞれ推薦されていますが、竜角寺台も安食台と同様に複数の地区があります。竜角寺台は地区ごとの推薦になっていませんが、どのような理由なのでしょう。

早野生涯学習課長：

安食台は、自治組織が4つに分かれていますが、竜角寺台は1自治組織ですのでそのような理由からです。

《審査結果》

承認

議案第 9号 平成31年度栄町社会教育関係団体の認定について

早野生涯学習課長：

提案理由です。栄町社会教育団体の認定に関する規則第4条の規定により、別紙の団体を社会教育団体として認定することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第25号の規定により栄町教育委員会の議決を求めるものです。

社会教育関係団体は4団体で継続団体でございます。1番目の生涯学習栄カルチャ

ークラブにつきましては、主にふれプラで行っている各講座の講師を行っていただいている団体でございます。例としましてパソコン教室、浴衣の着付け講座などです。その他にふれあい祭りなども積極的に参加いただいております。2番目の栄町青少年相談員連絡協議会につきましては、子ども達を対象としたドラム自然学校、オールナトハイク、東京ウォークなどの事業の実施やスポーツ大会も協力をいただいている団体でございます。3番目の栄町を愛する女性の会につきましては、男女共同参画の講座などの実施や成人式、リバーサイドマラソンなどにもボランティアとして参加をいただいております。4番目の栄町体育協会につきましては、印旛郡市民体育大会の大会運営や多くの町の行事にボランティア等として参加をいただいている団体でございます。

なお、体育協会の名称はスポーツ基本法の改正にともない今後名称変更となりますが、印旛郡市内の体育協会は、まだ名称変更をしていないところも多くありますので、足並みをそろえて変更していきたいと考えております。以上でございます。

《審査結果》

承認

議案第10号 栄町教育委員会事務職職員（課長職）の任免について

秘密会

《審査結果》

承認

議案第11号 平成30年度末教職員人事異動について

秘密会

《審査結果》

承認

8 各課等の報告について

池田教育総務課長：

私の方からは、3月補正予算について報告いたします。3月補正要求額に対しまして補正確定額が記載してあります。歳出予算で減額補正が行われなかったものもありますが、ほぼ要求額どおりでございますのでご覧ください。

大野学校教育課長：

栄中学校卓球部、関東選抜大会の結果について報告いたします。12月に行われた千葉県中学校新人体育大会において男子卓球部が男子団体戦で4位になり関東選抜大会へ出場いたしました。大会は3月16日、17日に栃木県栃木市で行われ、48チームが参加し熱戦が繰り広げられました。大会は4校による予選リーグが行われ栄中は予選リーグを1位で通過し決勝トーナメントに進出しました。トーナメントでは1回戦目は東京都に勝利しましたが、2回戦目に群馬県に敗退し、ベスト16位の成績でございました。

2点目でございます。小学校でいじめの案件が発生しまして、これは、保護者からの訴えにより担任の教員が気づくといったもので、その問題の解消に向けて取り組んでいたところですが、少し長引いております。他の保護者から心配される経緯がありましたので、3月19日にいじめに関する道徳の教育を実施いたしました。その後いじめに関して保護者会を開催しています。この保護者会は個人を糾弾したり、いじめの案件を扱うものではなくて学校でのいじめ基本方針の説明や、取組み等を説明したり、学校での日常の様子を保護者のみなさんに話したものです。その後、該当する保護者から教育委員会に対して情報公開請求、個人情報公開請求が上がっております。学校と教育委員会で打ち合わせた内容について公式な記録があれば公開をして欲しいという内容でございました。委員会としては、学校に指導した内容を隠蔽したり、うそをついたりすることはありませんので、あることについては、情報を公開していく方針でございます。今後どのようになるかは不明ですが委員の皆さまにお伝えできるものについてはお伝えしていきます。

弘海委員：

19日以降、いじめた子といじめにあった子は通常どおり学校に通っていますか。

大野学校教育課長：

通っております。

9 その他

池田教育総務課長：

4月の教育委員会議は4月23日に行う予定です。

4月25日に印教連定期総会が開催されます。

10 教育長閉会宣言